



Title	ソ連邦における外交資料公表の意義
Author(s)	江口, 朴郎
Citation	スラヴ研究, 3, 1-5
Issue Date	1959
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/4936
Type	bulletin (article)
File Information	KJ00000113129.pdf



[Instructions for use](#)

ソ連邦における外交資料公表の意義

江口 朴郎

ソ連邦における歴史学、とくに国際政治史の面における研究は、現在大きな転換を示しつつあるものと思われる。既に 1956 年第 20 回党大会の際にも、歴史特に 1917 年の革命を中心とする歴史の、新たな視野をもった発展の必要が強調されており、その後夥しい資料・研究の発表が促進されている。そしてそれは量的に大量であるばかりでなく、当然質的な発展を約束しつつあるものと思う。具体的地方的史料に至るまでの渉猟、また個人の回想に至るまでの発表は、必然的に革命の歴史の機械的、教条的な把握を打破せざるを得ないからである。¹⁾ 言わばこのようなところに、特に社会科学の中での「歴史」や「政治」の独自の役割が確認されようとしていると言えるであろう。

ところで、ロシア革命史その他についての新しい歴史的理解が促されざるを得ない事情は、単にソ連邦の問題ではなく、最近数年の国際情勢の発展、変化の過程と無関係ではない。そのような事情とも関連して、現代史に関して、特に研究者の関心を集めているのは、「国際関係史」の問題であり、事実、その面でのソ連学界の発展も亦、著しいように思われる。第二次世界大戦前史に関して多くの研究が発表された外、最近われわれの眼に触れたものの中にも、科学アカデミー編 Советская Россия и Капиталистический Мир, в 1917-1923 гг. (1957), Е. М. Жуков 編 Международное Отношение на Дальнем Востоке в 1840-1949 (1956) 第二版²⁾等があり、特に А. Л. Нарочницкий の著 Колониальная Политика Капиталистических Держав на Дальнем Востоке 1860-1895 (1956) は精密な文献渉猟の上に立った労作であった。そして何よりも重要なことは、恐らくは、ソ連邦自体の系統的な外交文書集 Документы Внешней Политики СССР³⁾ が 1957 年から刊行されはじめたことである。

そこで先ず、このように現代史の研究が促進され、特に外交文書の公表されることの意義そのものを考え、またそこから、このような新しい方向が、どのように発展させらるべきかを展望することとしたい。

元来、国際政治史の研究は、国家の政策そのものとの関連や考慮の下に発展するものであったという意味で、政治と直接結びつかざるを得ない側面が強いと同時に、他面では、外交史料の問題は、国内政治の民主化の過程、歴史的には議会制度の発展の過程と結びついている。そのことは、普通 Colour Books 又は Farbbücher などと総称される政府の外交文書（実際には、大公使等、政府の出先機関と、中央政府の政策を代表する外相等との間の往復文書等が最も多く利用せられる。）の刊行の歴史に徴しても明らかである。即ちイギリスの Blue Book (青書)あるいは White Papers (白書)は何れも議会への報告

1) ロシア革命史研究の新しい動向については例えば「歴史学研究」第 217 号、船木庸行「ソヴェト歴史学の最近の動向について——ソヴェト現代史研究の二、三の問題——」1958 年 3 月。

2) 邦訳「極東国際政治史」昭和 32 年 (平凡社) 1951 年の初版は 1871-1945 年の範囲。

3) その第 1 巻は 1917 年の 10 月革命から 1918 年末までの史料を含む。

たる調書であるが、その起源は遠く 17 世紀の市民革命の時代にある。以下フランスの *Livre Jaun* (黄書) が 19 世紀半の Napoleon III の時期、アメリカの *Papers Rerating Foreign Relations of USA* の前身たる *Diplomatic Correspondence* が南北戦争の時期、ドイツの *Weissbuch* (白書) 及びオーストリアの *Rotbuch* (紅書) が 1870 年頃、更におくれてロシアの *Orange Book* (橙書) が 1905 年、Duma の開会の迫っている時期、にそれぞれ起源をもつことをみれば、外交文書の公表がそれぞれの国家の民主化の過程と多かれ少かれ関連していることが知られるであろう。

ところで、ここでいう民主化なるものは、必ずしも単に客観的な一般国民の利益という一面のみを意味するものではないことも明らかである。特に時代が進むにつれて、外交文書発表は、国民を政府の政策の方向に動員するための手段としての意味をもって来る。1914 年 7-8 月、第一次世界大戦勃発に際して、殆んどすべての交戦国が上記の *Colour Book* を発行したことは、そのことを顕著に物語っている。つまり、既に戦争の理由を説明せずして、国民を戦争に動員することは不可能になっていたのであり、外交文書はこの面では、政府によってむしろ意識的、積極的に公表されることになる。第一次世界大戦に際して、帝政ロシアの橙書が意識的作為の下に編纂されたことは、特に著名な事実である。第一次世界大戦の時期は、一方では秘密条約が盛に結ばれる反面、外交政策に関しても所謂プロパガンダが重要視されはじめた時期であった。現在でも、すべて政府資料の公表はこの二つの側面をもつものであることはいうまでもない。つまり、西欧側で多くの政府文書が公開された個人の回想の類が多く世に出るのに対して、ソ連側の史料が極めて少い——事実、欧米における一般の外交史、国際政治史の研究の方法乃至関心の対象からすれば、ソ連側の外交史料は殆んど皆無に近かったと言っている。即ち、いかなる情況判断があつて、その上で一定の政策が打ち出されたかというようなことを問題とすれば、それを跡づけるような素材は与えられなかったからである——ことが批判されては来たが、しかし反面から言えば、史料の公表そのものが常に同じように研究の便宜をあたえるというわけではなく、一面では、現代はますます作為的な公表の可能性も増大しつつあったのである。

さて、第一次世界大戦後の世界においては、上に述べたような民主化の過程は一層進められる。当然あらゆる意味で、国際政治に対する一般的関心は高まらざるを得ない。

1917 年のロシア革命は、それ自身、この「帝国主義」への批判、具体的には三国協商——それ自身日露敗戦後のロシアの革命化を抑え、軍国主義化する意味において反革命的であり、エジプト、モロッコ、イラン等の犠牲はにおいて立っている点において、植民主義的である——に対する反撥を意味するものであるから、外交政策の批判、外交文書の刊行には、劃期的な役割を果している。

即ち、第一次世界大戦の終結は、ウィルソンの「14 カ条」の冒頭において取り上げられるように「秘密外交の排斥」ということを一つの重要な原則とした。これはいうまでもなく、戦前からの民主主義的要求の一つを示すものであったことは、第二インターナショナルの諸決議の物語るところである。そして 10 月革命直後から、帝政時代の外交文書は、続々と——系統的には言えないが——公表むしろ暴露された。現在の中近東の諸問題の一の禍根となったアジア・トルコの三国協商による分割協定 *Sykes-Picot Agreement* が

暴露されたのも、この時であり、1896年の有名な露清密約、1907、1910、1912、1916の諸年に4回にわたって結ばれた日露秘密協定が世に知られたのもこの時である。

この時期に、外交史料が次第に公表されるに至った事情は、アメリカがそのような秘密条約の当事者でなく、むしろ客観的に第一次世界大戦の諸交戦国の政策を批判し得る有利な立場に立ったことがウィルソンの「秘密外交の排斥」の原則をも一層の意義あらしめたのであった。引続いて特にヨーロッパではドイツの *Grosse Politik* と称される1871年から1914年に至る長大な外交文書の刊行が行われたのをはじめ、イギリス、フランス、オーストリアその他もその例に倣った。やがてソ連でも *Покровский* の編纂する *Международное Отношение в Эпоху Империализма 1878-1917* が刊行された。

しかしここでもなお、他のヨーロッパ諸国とソ連邦との外交文書刊行の基礎にある「主義」は異っている。即ち一般的に言えば、それらはすべて第一次世界大戦の原因を究明しようとするものであると言えることは明らかである。しかし、ドイツ、イギリス、フランス等が世界戦争の原因を問うという場合には、戦争の原因として、何れの国の政府の政策に責任を帰すべきかということが問題となっている。つまり所謂 *Versailles* 体制なるものは、世界戦争の責任は一にドイツにあるとする *Versailles* 条約の第231条の規定をめぐっているものであって、最も端的に言えば、ドイツが一方的に賠償の義務を負う理由ありや、というような問題に係るわけである。これに対してソ連の場合には、当然根本的な「帝国主義」の批判という態度に出発することとなる。その点は他の諸国の外交文書集が1914年の開戦までを問題とするのに対して、ソ連の文書集が1917年の10月革命までを問題とする一事によっても明らかであろう。

このような点が、ソ連の公刊する外交史料が第二次世界大戦の時期に果たした一定の意義であるが、いうまでもなくここでは、ソ連邦自体の外交政策に関する史料は問題となっていないわけであり、ソ連邦としては飽くまで「帝国主義」と旧帝政ロシアの批判の態度を貫いているのであって、その点問題は比較的単純であったと言える。

第二次世界大戦はさまざまな点で新しい問題を提起する。第一に世界戦争の推進そのものの過程における、社会主義的な国家権力としてのソ連邦の役割という、前大戦とは全く異った新しい要因が考えられなければならなくなった。勿論それは理論的には、1917年以後の問題であるが、のっぴきならぬ重要性をもつに至ったのは、第二次世界大戦中、特に独ソ戦を中心とするソ連の役割を通じてであった。従って客観的にも、国際政治史において占めるソ連邦の外交政策の比重は決定的に増大した。

そして、この場合にも、第一次世界大戦後の場合と同じように戦争の原因、更に責任の問題が研究課題と重要な関連を持たざるを得ない。そしてまたその問題は、一方では、日本、ドイツ、イタリア等の旧枢軸国のファシズム及び軍国主義批判であると共に、他方では米、英、仏、ソ等の諸政策の批判及び反省の問題と結びつかざるを得ない。特に1947年以後の所謂冷戦の過程でこの問題はよいよ深刻化せざるを得ないことになる。一つの例を挙げれば、ソ連邦の側からすれば1938年のミュンヘン協定は、英仏側の独伊枢軸に対する「宥和政策」として、反ソ的性格のものとして捉えられることはもとより、特にその点が強調されるし、米英側からすれば、1939年の独ソ不侵略協定が、ソ連邦がヒトラー

と結ぶ不信行為として、世界戦争の重要な責任が問われるべきものとなる。一般に第二次世界大戦後の特に「冷戦」の時期の外交史料の発表はこのような冷戦そのものを背景とする問題点の主張と切離すことはできない。第二次大戦前の史料の刊行は多かれ少かれこのような問題観と結びつかざるを得なかった。ドイツからの占領文書が、アメリカ側とソ連側とで編纂された事情も充分そのことを物語っており、「歴史の偽造者」として知られるソ連のパンフレットも、この時期の問題点を反映したものであった。その点では第二次世界大戦前の時期に関する史料の刊行が一定の政治的意図と結びついた「宣伝」の側面をもたざるを得ないことは、むしろ第一次世界大戦の原因に関する史料以上のものであった。しかし、ここでもソ連自身内部の政策形成の過程を明らかにする材料に関しては殆んど沈黙と同様であったと言えるであろう。

しかも、一方で、革命後「一国社会主義」を標榜して国際政治の世界に言わば孤立し、また殆んど独力で独ソ戦線を支えるという現実の中では、国家権力の役割は強調されざるを得ないし、また国家意識、民族意識も特に大きく取り上げられる。第二次世界大戦を通じてのナポレオン時代の「祖国戦争」の評価、終戦時のスターリンによる日露戦争の評価等もそのあらわれであろう。つまりここでは、前の時期に比して、帝政ロシアの侵略的役割の側面に対して、ロシアの民族的統一の側面の方が大きく浮び上がらされるわけである。勿論このような問題の諸側面は何れが重要であるかというような問題ではなく、当面する課題と対決することによって、真理の異った側面が明らかにされて一向差支えないものである。しかし、歴史の上では一つの要因のみが不当に強調されてバランスを失う場合がしばしばあり、そのような場合に、一つの要因に固執すればややもすれば真理や現実から遠ざかりがちである。

何れにしても、以上のように外交史料の公表は、それぞれの国の置かれた条件、特に国家権力と国民との関係、また国民の意識の程度によって、その目的や公表の様式は多少とも異っている。それぞれの時期によって、自国内の国民の意志を統一し、国家の政策を支持させるために行われるのが最も基本的であり、次第に国際的な良識や、階級的民族的諸運動への考慮が払われはじめていたといえることができるであろう。

さて、1950年代の国際情勢は国際政治の上での新しい段階を示しているものと思われる。極く一般的に言えば、平和運動の如き、言わば民衆運動が国際政治の中で、一定の役割を果たしていることは、近代世界の国際関係史上新しい劃期であると言える。 (勿論原子力を中心とする米ソの軍事力の関係、中国の社会主義的体制への動向、所謂 A・A 諸国の動向等多くの要因が挙げ得るが、それらを一括して、このような情勢の変化に含めることも、必ずしも不当ではないであろう。)

ソ連邦における第 20 回党大会の問題、そこでスターリン批判という形で表現された動向も、根本的にはこのような世界史的段階と無関係ではないであろう。

従ってここから始まる外交文書公表の問題には、前の時代と異った新しい意義と期待とが示されてよいように思われる。第一に現段階においてあらゆる方面から強調されているのは国際間における「話し合い」の意義である。ここで「話し合い」が強調され得るのは、決して単に交渉の際に任意に執り得る態度の変化というようなものではなく、そのような

ソ連邦における外交資料公表の意義

態度をもって平和が維持され得る客観的な条件が生まれたことを意味すると考えるべきであろう。そう考えれば、外交史料が公表されることの意味には、単にソ連邦の科学的研究に対する政策が民主化されたということ以上に大きな意義が付与されている筈である。即ち、この新しい時代は、かつて外交政策は、専らあるいは殆んど自国民のために説明されたもので、他国にどう受取られるかということは相対的には小さい問題であったが、今や全世界に向って公開されるような時代が来たことを意味している。国際的学術文化交流の意義も、このような段階において、新しい重要性を加えているというべきであろう。

さて、問題は、新しい時代にかけられる期待に対して、ソ連邦の外交史料の刊行が、どのような寄与を、学問上に果しているかという点である。

いうまでもなくソ連邦の外交政策に対する関心は、学界において特に第二次世界大戦後格段と高まっているのであるから、ここにソ連邦側の史料の公表されることは正に劃期的な意義のあることとして歓迎されるべき理由があり、特に第1巻のみを見ても、レーニンとスターリンとの間の、また外務人民委員と出先機関との間等の往復文書には重要なものも含まれており、特に民間機関としてしかも外交関係に一定の意義をもった赤十字関係の動向、経済的諸問題の扱い方、孫文との交渉等、少からぬ興味のある史料が公表されている。しかし、ここでもなお、上に述べ来ったような従来の国際関係研究史における問題観の差はなお検討すべき多くの点を残しており、それがむしろ今後の各国の研究上の協力の問題とならなければならないであろう。即ちこの外交史料について感じられることは、やはり何と言っても、一定の政策がどのような過程を経て形成されたかということを示す材料はやや少く、(事実材料の残らない条件があるのかも知れないが)一定の基本的原則の貫いていることを示そうとする史料が選択されているように思われる。これらの点は既に度々繰返したように何れの面が重要かという問題ではなく、それぞれの国の研究課題、政治的事項の問題に関係している。そのような国際政治に対する問題観や研究史の相違を徹底的に検討し、相互理解を深めて行く過程にこそ、今後の学術的交流の課題もあるように思われる。

特に革命直後のソヴィエトの外交政策は、欧米においても Schuman, Carr, Wheeler-Bennett から最近の Kennan に至るまでさまざまな視角からの関心をもって検討されているところなので、それ等の点から具体的にこの外交文書刊行の意義を検証することが必要であるが、その点は別の機会に譲りたい。